

地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成など、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域医療介護総合確保施設設備整備事業実施要綱（平成27年8月6日伺定。以下「実施要綱」という。）に基づき、医療機関の開設者等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は別表のとおりとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1-1：施設整備、別紙1-2：設備整備）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 施設整備の工事設計図書
- (5) 設備整備の見積書及びカタログ等の写し（補助対象設備の概要及び所要額を証する資料）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の区分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な

関係を有する者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、随意契約等による場合は、大分県の例に準ずること。
- (13) 施設整備にあたっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針に基づき、可能な限り木造化又は内装等の木質化に努めるとともに、積極的に地域材を利用するよう努めること。
- (14) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第7号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（別紙4-1：施設整備、別紙4-2：設備整備）
- （2）所要額精算書（別紙5）
- （3）収支精算書（別紙6）
- （4）契約書又は見積書の写し
- （5）領収書又は請求書の写し（補助対象経費の実支出額を証する資料）
- （6）財産管理台帳の写し
- （7）施設整備の補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- （8）施設整備の補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示す）
- （9）施設整備の建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書等
- （10）設備整備の完成写真
- （11）設備整備の補助対象設備の配置図
- （12）検査調書の写し
- （13）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る地域医療介護総合確保施設設備整備事業費補助金から適用する。

※別表の赤枠内が今回の対象です。

別表（第2条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
回復期病棟等施設設備整備事業	回復期病床等の整備のために必要な施設・設備整備に係るその他需用費、工事費又は工事請負費、備品購入費（送料・設置費含む）	【施設整備】 （新築・増築） ・基準単価（1㎡当たり） 360,000 円 ・補助基準額 基準単価×整備面積 （改修） ・基準単価（1床当たり） 3,624 千円 ・補助基準額 基準単価×整備病床数 （機能訓練室整備） ・基準単価（1㎡当たり） 186,600 円 ・基準面積 450 ㎡と補助対象面積のいずれか少ない面積 ・補助基準額 基準単価×基準面積 （緩和ケア病棟整備） ・基準単価（1㎡当たり） 157,600 円 ・基準面積 1,300 ㎡と補助対象面積のいずれか少ない面積 ・補助基準額 基準単価×基準面積 【設備整備】※設備整備は対象外 16,200,000 円	2/3 以内 1/3 以内 2/3 以内
在宅医療提供体制強化事業	在宅医療提供体制の充実のために必要な施設・設備整備に係る工事費又は工事請負費、備品購入費（送料・設置費含む）	【施設整備】 ・基準単価（1㎡当たり） 143,100 円 ・基準面積 446.05 ㎡と補助対象面積のいずれか少ない面積 ・補助基準額 基準単価×基準面積 【設備整備】 別に知事が認める額	2/3 以内
クラウド統合型救急支援システム整備事業	遠隔画像伝送システム、高精細動態監視システム、12 誘導心電図伝送システムに必要な機器整備に係る役務費、工事費又は工事請負費、備品購入費（送料・設置費含む）	別に知事が認める額	2/3 以内
地域医療介護ネットワーク構築推進事業	患者・利用者の情報を共有する連携ツールを作成するための整備に係る旅費、その他需用費、役務費、委託料、工事費又は工事請負費、備品購入費（送料・設置費含む）	別に知事が認める額	2/3 以内